



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……
- ……（都市整備局市街地建築部建築指導課）……
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……（同）……
- 建築基準法による一団地の区域……
- ……（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（環境局多摩環境事務所環境改善課）……
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……

公告

告示

- 東京都告示第七百九十八号
- 平成二十一年東京都告示第五百九号により告示した一団地等の区域について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の五第二項の規定による認定の取消

しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年五月二十七日

東京都知事 小池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番

取消年月日

渋谷区代々木二丁目一番一、同番十七及び同番三十九 令和四年四月十九日

東京都告示第七百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

渋谷区代々木二丁目一番一、同番十七及び同番三十九 令和四年四月十九日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

東京都告示第八百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名取 伸明

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

昭島市福島町字砂川道上千三番四の 令和四年三月三十一日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

東京都告示第八百一十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第二百三十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月二十七日

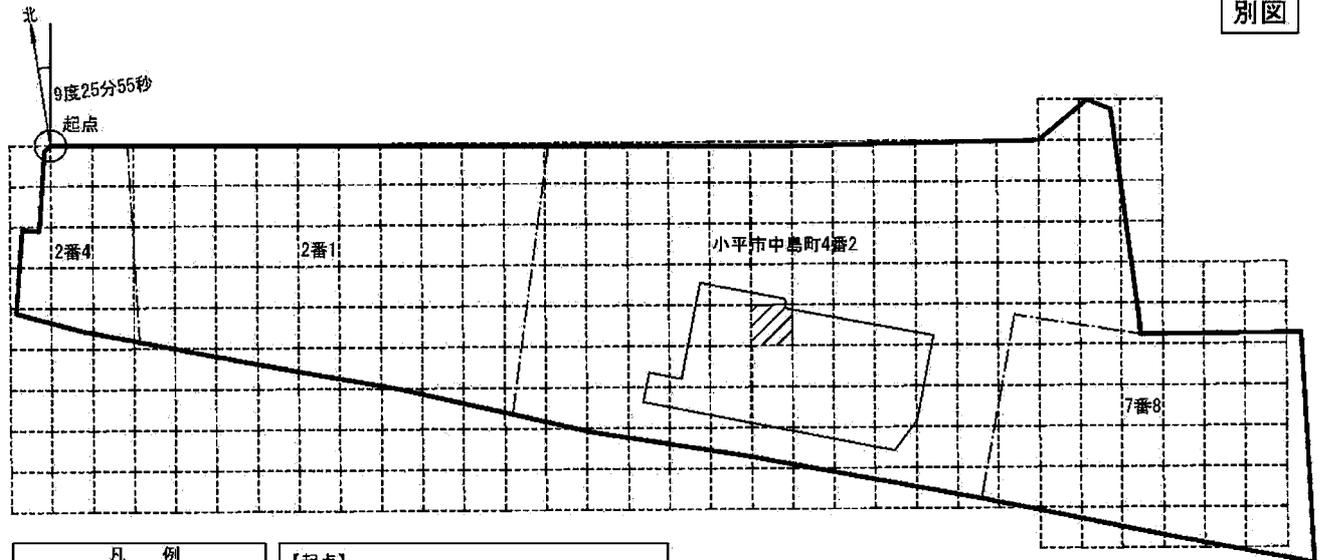
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（小平市中島町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡 例	
-----	単位区画
-----	筆境界
-----	敷地境界
-----	調査範囲
////	指定を解除する区域

【起点】
 起点は、小平市中島町2番4の最北端とする。

【格子の回転角度(9度25分55秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八
 条の二第一項及び第八條の三の規定に基づき、クリーニン
 グ師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定
 する。

令和四年五月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 研修及び講習の 公益財団法人全国生活衛生営業指導
 主催者の名称及 センター
 び所在地 港区新橋六丁目八番二号

二 研修及び講習の (一) クリーニング師の研修
 開催年月日並び 令和四年八月二十四日
 に会場の名称及 日本クリーニングセンター
 び所在地 文京区後楽二丁目三番十号

イ 令和四年十月九日
 日本クリーニングセンター
 文京区後楽二丁目三番十号

ウ 令和四年十月十六日
 日本クリーニングセンター
 文京区後楽二丁目三番十号

エ 令和四年十一月二十日
 (廃棄物の処理及び清掃に
 関する法律(昭和四十五年法律
 第三百三十七号)に基づく特別
 管理産業廃棄物管理責任者の
 資格を得るための研修(以下
 「特管物研修」という。)を
 含む。)

オ 令和四年十二月二十二日
 日本クリーニングセンター
 文京区後楽二丁目三番十号
 トヨタドライブインスクール
 東京

(二) 業務従事者に対する講習

- カ 立川市羽衣町一丁目三番四号
令和五年一月二十九日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- キ 令和五年二月十五日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ア 令和四年七月二十四日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- イ 令和四年七月三十一日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ウ 令和四年八月十七日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- エ 令和四年八月三十一日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- オ 令和四年九月十一日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- カ 令和四年九月二十五日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- キ 令和四年十月二日
トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号
- ク 令和四年十月二十三日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ケ 令和四年十月三十日
日本クリーニングセンター

公 告

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

- 三 受講料
- (一) クリーニング師の研修 五千円
(特管物研修を含む場合 八千円)
- (二) 業務従事者に対する講習 四千五百円
- コ 文京区後楽二丁目三番十号
令和四年十一月十三日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- カ 令和四年十一月二十七日
トヨタドライビングスクール
東京
立川市羽衣町一丁目三番四号
- シ 令和四年十二月九日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ス 令和四年十二月十四日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- セ 令和五年一月二十二日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号
- ソ 令和五年二月二十六日
日本クリーニングセンター
文京区後楽二丁目三番十号

令和四年五月二十七日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年 月日	指定番号	新商号又は名称	旧商号又は名称	事業所所在地
令和四年三月一日	一三九一	羽根水働工業所	羽根工業所	荒川区東日暮里三丁目二十六番五号

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
令和四年三月一日	〇三七〇	合資会社山寺工業所	文京区水道二丁目一番三号 グランスイート文京小桜二〇二	文京区水道二丁目十九番十号
同日	二〇五七	株式会社ヤマト東京支店	台東区寿二丁目一番十号 借楽ビル(寿)二階	台東区上野四丁目十番七号
同日	一九七五	有限会社野間工業所	新宿区戸山三丁目四番十一号	新宿区市谷柳町二十九番地
同日	二八〇〇	日管株式会社東京支店	千代田区飯田橋四丁目二番一号	千代田区飯田橋二丁目八番三号
同日	五三七〇	株式会社純和興業	八王子市大谷町五百七番地二	八王子市大谷町五百十九番地

三 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
令和四年三月二日	〇六七五	村上工業株式会社	村上 武男	渡邊 純
同月二日	三二五七	株式会社スタンダード設備	池上 知成	津田 勉雄
同月二日	四二二九	東屋水道設備株式会社	田中 雅	田中 幸男

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和四年五月二十七日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五八〇〇	株式会社ムラカミ	渡邊 純	豊島区池袋四丁目九番一号
五八〇一	荒川管工	中江 雅幸	足立区足立四丁目九番十四号
五八〇二	株式会社桔籠	立花 学律	小平市大沼町五丁目十三番二十七号
五八〇三	株式会社豊水	初宿 正弘	豊島区千川一丁目一番十八号 一階
五八〇四	グローバ	相澤 行夫	足立区栗原一丁目十

ル・レス
ポンス株式会社
二番三号 一階

アセット・トラス

目三十二番十六号 岩井ビル三階

五八〇五	東光建設株式会社	黒須 博	町田市中町一丁目三十番二号 中里ビル二〇三
五八〇六	川村尚久	川村 尚久	港区高輪二丁目七番八号
五八〇七	株式会社タイホー	日馬 満	渋谷区幡ヶ谷一丁目八番四号 リッツパ ラシオ六〇二
五八〇八	大隅建設株式会社	牧野 利成	北区浮間二丁目十一番四号

二 指定年月日
令和四年四月六日

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五八一〇	株式会社ヤマサ工業	斉藤 勉	練馬区中村南三丁目十九番八号
五八一〇	株式会社古川設備	古川 友夫	杉並区西荻北三丁目三十六番十二号 西荻北マンション一〇三
五八一〇	株式会社有限会社アップリメイツインク	黒澤 知也	渋谷区神宮前六丁目二十三番四号 桑野ビル二階
五八一〇	株式会社つづり設計室	植田 悠子	練馬区土支田二丁目四十一番十三号
五八一〇	株式会社油井	宏満	杉並区阿佐谷南三丁

二 指定年月日
令和四年四月二十日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
郵便番号
163-8001

定価
三〇円
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

